

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第112号

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第2項第4号(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第2項において準用する場合を含む。)に規定する介護支援給付を受けている者(条例第5条第2号及び第3号に掲げる者を除く。)

第4条ただし書中「前条第3号」の右に「及び第4号」を加える。

別表第1京都市島原老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市崇仁老人デイサービスセンター	午前9時から午後5時まで
-------------------	--------------

別表第1京都市西院老人デイサービスセンターの項中「午後5時」を「午後5時30分」に改める。

別表第2京都市小川老人デイサービスセンターの項中「並びに年始及び12月31日」を削り、同表京都市島原老人デイサービスセンターの項の次に次の1項を加える。

京都市崇仁老人デイサービスセンター	日曜日並びに年始及び12月31日
-------------------	------------------

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)